

(設置)

第1条 国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条の規定に基づき、学長選考・監察会議を置く。

(組織)

第2条 学長選考・監察会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 国立大学法人室蘭工業大学経営協議会規則第2条第1項第4号に規定する委員の中から、経営協議会において選出された者 5名程度

(2) 国立大学法人室蘭工業大学教育研究評議会規則第2条に規定する委員（学長及び学長が指名する理事を除く。）の中から、教育研究評議会において選出された者 第1号の委員と同数

(審議事項等)

第3条 学長選考・監察会議は、本学における次に掲げる事項を審議する。

(1) 学長の選考に関する規則の制定又は改廃に関すること。

(2) 学長の選考の基準に関すること。

(3) 学長候補者の選考に関すること。

(4) 学長の任期に関すること。

(5) 学長の解任に関すること。

(6) 学長の業務執行の状況の確認に関すること。

(7) 大学総括理事を置くことに関すること。

(8) その他学長の選考に必要な事項に関すること。

(議長)

第4条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 学長選考・監察会議は、委員の総数の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 学長選考・監察会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第5号に掲げる事項については、委員の総数の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を学長選考・監察会議に出席させることができる。

2 前項による出席者は、議決に加わることができない。

(事務)

第7条 学長選考・監察会議の事務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度室工大規則第61号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度室工大規則第13号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和3年度室工大規則第21号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。